

被保険者各位

令和5年10月30日
NTN健康保険組合

「年収の壁・支援強化パッケージ」における、事業主の証明による被扶養者認定の円滑化の取り扱いについて

平素より当健康保険組合の事業の実施について御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

被扶養者の「年収の壁」に対する国の施策として、「年収の壁・支援強化パッケージ」が公表されています。今般、厚生労働省より具体的な事務手続き等が通知（令和5年10月20日付）されましたので、当健保組合の対応について、下記の通りご連絡いたします。

記

事業主の証明による被扶養者認定の円滑化

健康保険の被扶養者認定にあたっては、認定対象者の年間収入130万円未満（60歳以上および障害年金受給要件該当者は180万円未満）であること等が要件とされておりますが、人手不足による労働時間延長等に伴う一時的な収入変動である場合は、①通常提出する書類と併せて、『被扶養者の収入確認に当たっての「一時的な収入変動」に係る事業主の証明書』（※添付の厚生労働省指定様式）を提出することにより、新規加入が可能となります。

また、②年度当初から一時的に増加した収入も含めて130万円以上の収入となったときは、『被扶養者の収入確認に当たっての「一時的な収入変動」に係る事業主の証明書』を健康保険組合に提出することにより、当健保組合にて「一時的な収入変動」と認められた場合は、被扶養者としての継続加入が可能となります。

※一時的な収入変動と認められる上限額は明確に定めていません。

ただし、基本給や時給が上がった場合や、恒常的な手当が新設された場合など、今後も引き続き収入が増えることが確実な場合においては、一時的な収入増加とは認められません。

なお、『被扶養者の収入確認に当たっての「一時的な収入変動」に係る事業主の証明書』は、勤務先（事業者）から事業主の証明を取得して下さい。

適用開始日

令和5年10月20日（厚生労働省通達発出日）以降に当健保組合にて確認する「扶養認定」において、上記の取り扱いを希望される場合には、『被扶養者の収入確認に当たっての「一時的な収入変動」に係る事業主の証明書』を提出して下さい。

尚、発出日前の扶養認定および被扶養者に係る収入確認については遡及しません。

1. 添付資料 別紙1枚

以上

添付資料：『被扶養者の収入確認に当たっての「一時的な収入変動」に係る事業主の証明書』
【厚生労働省指定様式】

被扶養者の収入確認に当たっての「一時的な収入変動」に係る事業主の証明書

当事業所において雇用されている下記被扶養者※¹については、雇用契約等により本来想定される年間収入が被扶養者の収入要件である 130 万円未満※²です。この事業主記載欄に記載された期間に係る収入増については、人手不足による労働時間延長等に伴う一時的なものであることを証明します。

※1 新たに被扶養者としての認定を受けようとする者を含みます。

※2 60 歳以上の者又は概ね厚生年金保険法による障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者については、180 万円未満となります。

【被保険者・被扶養者記載欄】

提出年月日※ ³		令和 年 月 日
被保険者	(フリガナ) 氏 名	
	被保険者等記号・番号	
被扶養者	(フリガナ) 氏 名	
	被保険者等記号・番号	

※3 被保険者の事業所や保険者（健康保険組合等）に提出する際に記載してください。

【被扶養者を雇う事業主の記載欄】

事業所所在地	〒 ー		
事業所名称			
事業主氏名			
電話番号			
雇用契約等により本来想定される年間収入	円		
人手不足による労働時間延長等が行われた期間	令和 年 月 から 令和 年 月 まで		
上記期間における当事業所での労働による収入額（実績額）	円		

※4 本証明書は、被扶養者認定及び被扶養者の資格確認において対象者の収入を確認する際の添付書類として、被保険者から被保険者の事業所や保険者（健康保険組合等）に提出する書類となります。

※5 記載内容の確認に当たって、別途雇用契約書等の添付書類を求められる場合があります。